

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 新旧対照表

(赤字下線部変更)

新	旧
<p>(契約の解除) 第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第<u>2.3</u>項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第<u>2.5</u>項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第<u>2.7</u>項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第<u>2.3</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第<u>2.7</u>項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>附 則 この約款は一部改正にて、<u>2026年1月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(契約の解除) 第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第<u>2.2</u>項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第<u>2.4</u>項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第<u>2.6</u>項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第<u>2.2</u>項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第<u>2.6</u>項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>附 則 この約款は一部改正にて、<u>2025年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>